

# 令和2年度秋田支部の事業計画および 保険者機能強化予算(案)

# 令和2年度秋田支部の事業計画(案)

# 目次

事業内容	頁
<b>1. 基盤的保険者機能関係</b>	
(1) サービス水準の向上	
(2) 業務改革の推進に向けた取組	
(3) 現金給付の適正化の推進	
(4) 効果的なレセプト点検の推進	
(5) 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化	
(6) あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進	
(7) 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進	
(8) 限度額適用認定証の利用促進	
(9) 被扶養者資格の再確認の徹底	
(10) 的確な財政運営	
<b>2. 戦略的保険者機能関係</b>	
(1) 関係機関等への意見発信〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉※	
(2) 関係機関等との協力連携による健康づくり事業の推進〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉	
(3) データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)の着実な実施〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉	
(4) 広報の推進〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉	
(5) 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉	
(6) ジェネリック医薬品の使用促進〈Ⅰ、Ⅲ〉	
(7) インセンティブ制度の <b>着実な実施</b> 定着〈Ⅱ、Ⅲ〉	
(8) 医療データの分析に基づく地域の医療提供体制への働きかけ〈Ⅰ〉	

※戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標・・・「Ⅰ 医療等の質や効率性の向上」、「Ⅱ 加入者の健康度を高めること」、「Ⅲ 医療費等の適正化」

# 目次

事業内容	頁
<b>3. 組織・運営体制関係</b>	
(1) 人事制度の適正な運用と適切な人員配置	
(2) 実績及び能力本位な人事の推進	
(3) OJTを中心とした人材育成	
(4) コンプライアンス・個人情報保護等の徹底	
(5) リスク管理	
(6) 業務改革・改善の推進	
(7) 経費の節減等の推進	

次頁の実施内容等に記載の「KPI：Key Performance Indicator（重要業績評価指標）」とは、成果（アウトカム）を見据えた目標のことで、どのような取組みを実施したか（アウトプット）のみで評価を行うのではなく、その取組みによって何がどの程度変わったかという成果（アウトカム）において評価を行う。

## 【協会けんぽの理念】

## ○基本使命

協会は保険者として**健康保険事業**及び船員保険事業を行い、加入者の健康増進を図るとともに、良質かつ効率的な医療が享受できるようにし、もって加入者及び事業主の利益の実現を図る。

## ○キーコンセプト

- ・加入者及び事業主の意見に基づく自主自律の運営
- ・加入者及び事業主の信頼が得られる公正で効率的な運営
- ・加入者及び事業主への質の高いサービスの提供
- ・被用者保険の受け皿としての健全な財政運営

## 【秋田支部の役割】

協会けんぽの理念に基づき、地域の実情を踏まえた取組みを推進し、加入者ひいては県民の健康増進に寄与する。

## 【協会けんぽの理念】

## ○基本使命

協会は保険者として**健康保険**及び船員保険事業を行い、加入者の健康増進を図るとともに、良質かつ効率的な医療が享受できるようにし、もって加入者及び事業主の利益の実現を図る。

## ○キーコンセプト

- ・加入者及び事業主の意見に基づく自主自律の運営
- ・加入者及び事業主の信頼が得られる公正で効率的な運営
- ・加入者及び事業主への質の高いサービスの提供
- ・被用者保険の受け皿としての健全な財政運営

## 【秋田支部の役割】

協会けんぽの理念に基づき、地域の実情を踏まえた取組みを推進し、加入者ひいては県民の健康増進に寄与する。

令和2年度	令和元年度
<p>【支部事業運営の重点施策】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>「<u>保険者機能強化アクションプラン</u>*<sup>1</sup>(第4期)」の目標である「Ⅰ 医療費等の質や効率性の向上」、「Ⅱ 加入者の健康度を高めること」、「Ⅲ 医療費等の適正化」を達成するため積極的に事業を推進する。その中で、「<u>第2期データヘルス計画</u>*<sup>2</sup>」については、その柱となる①特定健診・特定保健指導、②重症化予防対策、③事業主等の健康づくり意識の醸成を目指した取組み(コラボヘルス)を継続し、健康経営宣言事業の拡大を図るとともに、健康増進の積極的な支援を展開する。</li> <li>医療等の質や効率性の向上を図るため、地域の実情に応じた質の高く効率的な医療・介護サービスが提供されるよう、<u>医療提供体制</u>*<sup>3</sup>等のあり方について、保険者として加入者・事業主を代表した立場で関与し、関係機関への働きかけや各種審議会等で積極的に意見発信を行う。</li> <li>お客様サービス第一主義の基本方針のもと、お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努めるとともに、現金給付等の<u>業務処理</u>の標準化・<u>効率化</u>・<u>簡素化</u>を徹底する。また、医療費等の適正化を図るため、効果的なレセプト点検の推進や不正請求の防止に向けて取組みを強化する。</li> <li>人事制度及び人事評価制度の適切な運用により、職員の意識改革を進め、加入者本位、かつ主体性と実効性を重視した事業運営を行う。また、人材育成については、OJTを中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。</li> </ol>	<p>【支部事業運営の重点施策】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>「<u>保険者機能強化アクションプラン</u>*<sup>1</sup>(第4期)」の目標である「Ⅰ 医療費等の質や効率性の向上」、「Ⅱ 加入者の健康度を高めること」、「Ⅲ 医療費等の適正化」を達成するため積極的に事業を推進する。その中で、「<u>第2期データヘルス計画</u>*<sup>2</sup>」については、その柱となる①特定健診・特定保健指導、②重症化予防対策、③事業主等の健康づくり意識の醸成を目指した取組み(コラボヘルス)を継続し、健康経営宣言事業の拡大を図るとともに、健康増進の積極的な支援を展開する。</li> <li>医療等の質や効率性の向上を図るため、地域の実情に応じた質の高く効率的な医療・介護サービスが提供されるよう、<u>医療提供体制</u>*<sup>3</sup>等のあり方について、保険者として加入者・事業主を代表した立場で関与し、関係機関への働きかけや各種審議会等で積極的に意見発信を行う。</li> <li>お客様サービス第一主義の基本方針のもと、お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努めるとともに、現金給付等の<u>業務</u>の標準化・<u>簡素化</u>・<u>効率化</u>を徹底する。また、医療費等の適正化を図るため、効果的なレセプト点検の推進や不正請求の防止に向けて取組みを強化する。</li> <li>人事制度及び人事評価制度の適切な運用により、職員の意識改革を進め、加入者本位、かつ主体性と実効性を重視した事業運営を行う。また、人材育成については、OJTを中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。</li> </ol>

1. 基盤的保険者機能関係

適用・徴収業務、給付業務等の基盤的業務を適正かつ迅速に行うとともに、サービス水準を向上させ、さらに業務の標準化、効率化、簡素化の取組を進める。また的確な財政運営を行う。

(1) サービス水準の向上

- ① お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努める。
- ② 現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。

- KPI：⑦サービススタンダードの達成状況を100%とする。  
⑧現金給付等の申請に係る郵送化率を90.7%以上とする。

変更の上、7頁(3)に移動

(2) 業務改革の推進に向けた取組

現金給付等の業務処理手順の更なる標準化の徹底と役割を明確にした効率的な業務処理体制の定着により、業務の生産性の向上を目指す。

変更の上、7頁(4)に移動

1. 基盤的保険者機能関係

【新設】

8頁(6)より移動

(1) 現金給付の適正化の推進

- ① 不正の疑いのある事案については、支部の保険給付適正化プロジェクトチームの議論を経て事業主への立入検査を積極的に行う。特に、現金給付を受給するためだけの資格取得が疑われる申請について重点的に審査を行う。
- ② 傷病手当金と障害年金等との併給調整について、確実に実施する。

【新設】

(2) 効果的なレセプト点検<sup>\*4</sup>の推進

レセプト内容点検効果向上計画に基づき、システムを活用し、協会のノウハウを最大限活用した効果的なレセプト点検を推進する。

- KPI：社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率（※）について対前年度以上とする。

（※）査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額。

**(3) 現金給付の適正化の推進**

- ① 不正の疑いのある事案については、支部の保険給付適正化プロジェクトチームにて議論を行い、事業主への立入検査を積極的に行う。また、不正の疑われる申請について重点的に審査を行う。
- ② 傷病手当金と障害年金等との併給調整について、確実に実施する。

6頁(1)より移動

変更の上、8頁(5)に移動

**(3) 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化**  
 多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請について、加入者に対する文書照会を強化するとともに、いわゆる「部位ころがし」と呼ばれる、負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診に対する照会を強化する。  
 ■KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請割合について対前年度以下とする。

**(4) 効果的なレセプト点検\*4の推進※予算案①-3**

- ① システム点検の効果的な活用や点検員のスキルアップを目指した、レセプト内容点検効果向上計画に基づき効果的なレセプト点検を推進する。
- ② 社会保険診療報酬支払基金改革の効果を見据え、レセプト点検のあり方を検討する。

6頁(2)より移動

■KPI：社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率（※）について対前年度以上とする。  
 （※）査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額

変更の上、8頁(6)に移動

**(4) あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進**  
 受領委任制度導入に伴い、文書で作成された医師の再同意の確認を徹底する等審査を強化し、不正の疑いがある案件は厚生局に情報提供を徹底する。

**(5) 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化**  
 多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）及び部位ころがし（負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診）の申請について、加入者に対する文書照会や適正受診の啓発を強化する。

■KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請割合について対前年度以下とする。

変更の上、9頁(7)に移動

**(6) あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進**  
受領委任制度導入により、文書化された医師の再同意の確認を確実に実施するとともに、厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。

変更の上、6頁(1)に移動

7頁(3)より移動

**(5) 返納金債権\*5の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進**

- ① 日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、協会けんぽから保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底する。また、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。
- ② 発生した債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整\*6及び法的手続きの積極的な実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。

■KPI：⑦日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を96.0%以上とする。  
 ①返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする。  
 ⑧医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする。

7頁(4)より移動

**(6) サービス水準の向上**  
 お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努めるとともに、現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。

■KPI：⑦サービススタンダードの達成状況を100%とする。  
 ①現金給付等の申請に係る郵送化率を89.5%以上とする。

**(7) 返納金債権\*5の発生防止のための保険証回収強化、債権管理回収業務の推進**

- ① 日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、協会けんぽから保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。
- ② 発生した債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整\*6及び法的手続きの積極的な実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。

- KPI：⑦日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を96.4%とする。
  - ①返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする。
  - ②医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以上とする。

変更の上、9頁(8)に移動

- (8) 限度額適用認定証\*7の利用促進**  
 事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報や、地域の医療機関の窓口に申請書を配置するなど利用促進を図る。  
 ■KPI：高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を88.0%以上とする。

変更の上、10頁(9)に移動

8頁(5)より移動

- (7) 限度額適用認定証\*7の利用促進**  
 事業主や健康保険委員に対してチラシやリーフレットによる広報を実施するとともに、地域の医療機関と連携し、医療機関の窓口に申請書を配置するなど利用促進を図る。  
 ■KPI：高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を88.0%以上とする。

9頁(7)より移動

- (8) 被扶養者資格の再確認の徹底**  
 被扶養者資格の確認対象事業所からの回答率を高めるため、未提出事業所への勧奨による回答率の向上、未送達事業所の調査による送達の徹底を行う。  
 ■KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を94.6%以上とする。

**(9) 被扶養者資格の再確認の徹底**

- ① 被扶養者資格の国内居住要件等に対応した被扶養者資格再確認を確実に実施する。
  - ② 事業所からの被扶養者資格再確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。
  - ③ 未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。
- KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を94.6%以上とする。

9頁(8)より移動

10頁(10)に移動

**(9) 的確な財政運営**  
 中長期的には楽観視できない協会の保険財政等について、加入者や事業主に対して情報発信を行う。

**(10) 的確な財政運営**

中長期的には楽観視できない協会の保険財政等について、加入者や事業主に対して情報発信を行う。

10頁(9)より移動

## 2. 戦略的保険者機能関係

「保険者機能強化アクションプラン（第4期）」に基づき、保険者として戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標「Ⅰ 医療等の質や効率性の向上」、「Ⅱ 加入者の健康度を高めること」、「Ⅲ 医療費等の適正化」それぞれの目指すべき姿に向けて、加入者及び事業主に対して又は地域の医療提供体制に対して、協会から直接的に働きかけを行う業務を更に強化する。

## （1）関係機関等への意見発信〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉

秋田県医療審議会の委員の立場から県の政策関係部局に提言を行うとともに、自治体の医療政策・介護政策の立案へ積極的に支部の意見を発信していく。また、自治体等が設置する健康づくりに関する検討会等に対して、加入者・事業主を代表する立場で関与し、他の保険者と連携しながら関係機関への働きかけや意見発信を行い、地域医療の確保に貢献する。

## （2）関係機関等との協力連携による健康づくり事業の推進〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉 ※予算案⑦-2～⑦-5

平成30年に県は「健康秋田いきいきアクションプラン」を策定し、10年で健康寿命日本一の実現を目標に掲げ、様々な取組みを行っている。秋田支部としてもその目標達成に向けて、自治体・医療関係団体・各業界団体等と締結した「健康づくりの推進に向けた包括的連携協定」に基づき、共同して加入者の健康増進や医療費等の適正化、各種広報を実施する等連携推進を図る。併せて協定の締結先の拡大を図る。

※「健康秋田いきいきアクションプラン」とは、10年で健康寿命日本一を達成することを目的として、県民や関係団体等が施策の方向性や目標を広く共有し、それぞれの取組みにつなげていくために秋田県が策定した県民運動の実施計画のこと。

## 2. 戦略的保険者機能関係

「保険者機能強化アクションプラン（第4期）」に基づき、保険者として戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標「Ⅰ 医療等の質や効率性の向上」、「Ⅱ 加入者の健康度を高めること」、「Ⅲ 医療費等の適正化」それぞれの目指すべき姿に向けて、加入者及び事業主に対して又は地域の医療提供体制に対して、協会から直接的に働きかけを行う業務を更に強化する。

## （1）関係機関等への意見発信〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉

秋田県医療審議会の委員の立場から県の政策関係部局に提言を行うとともに、自治体の医療政策・介護政策の立案へ積極的に支部の意見を発信していく。また、自治体等が設置する健康づくりに関する検討会等に対して、加入者・事業主を代表する立場で関与し、他の保険者と連携しながら関係機関への働きかけや意見発信を行い、地域医療の確保に貢献する。

## （2）関係機関等との協力連携による健康づくり事業の推進〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉

平成30年に県は「健康秋田いきいきアクションプラン」を策定し、10年で健康寿命日本一の実現を目標に掲げ、様々な取組みを行っている。秋田支部としてもその目標達成に向けて、自治体・医療関係団体・各業界団体等と締結した「健康づくりの推進に向けた包括的連携協定」に基づき、共同して加入者の健康増進や医療費等の適正化、各種広報を実施する等連携推進を図る。併せて協定の締結先の拡大を図る。

## (3) データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）

① 「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組みを着実かつ効果的・効率的に実施するため、加入者の健康・医療データをもとに分析を行うとともに、好事例を参考にしながら事業を展開する。なお、6か年計画である第2期保健事業実施計画の前半の取組を評価（中間評価）し、後半3年はPDCAサイクルに沿って、取組みの実効性を高める。

② 第2期の上位目標『脳血管疾患入院受診率の減少』の達成に向けて、収縮期平均血圧値の改善等に関する事業を実施する。

## 3-1) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上 ※予算案③-1～③-6

- ① 自治体・労働局・県医師会・県歯科医師会・県薬剤師会・その他関係団体に協力を要請しながら特定健診受診率等の向上に最大限努力する。
- ② 生活習慣病予防健診については、新規医療機関の開拓や、すでに契約している医療機関の実施件数の増加を図る。
- ③ 事業者健診データ取得については、トップセールスや県・労働局・県医師会・社会保険労務士会・商工会議所・その他関係団体の協力を得て効果的なデータ取得に努める。
- ④ 被扶養者の特定健診については、被扶養者にとって受診しやすい環境を提供するため、ナッジ理論<sup>\*8</sup>やGIS（地理情報システム）等を活用した受診勧奨や各地区でのオプション項目を追加した集合健診の実施や、市町村で行うがん検診との同時受診などの連携を強化する。併せて、郡市医師会の協力のもと、医療機関側から未受診者に対して受診勧奨を実施する。

## (3) データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）

① 「特定健診・特定保健指導の推進」、「重症化予防の対策」、「コラボヘルスの取組」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組みを着実かつ効率的・効果的に実施するため、加入者の健康・医療データをもとに分析を行うとともに、好事例を参考にしながら事業を展開する。

② 第2期の上位目標『脳血管疾患入院受診率の減少』の達成に向けて、血圧リスク保有割合の改善等に関する事業を実施する。

## 3-1) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上

- ① 自治体・労働局・県医師会・県歯科医師会・県薬剤師会・その他関係団体に協力を要請しながら特定健診受診率等の向上に最大限努力する。
- ② 生活習慣病予防健診については、新規医療機関の開拓や、すでに契約している医療機関の実施件数の増加を図る。
- ③ 事業者健診データ取得については、県・労働局・県医師会・社会保険労務士会・商工会議所やその他関係団体の協力を得て効果的なデータ取得に努める。
- ④ 被扶養者の特定健診については、被扶養者にとって受診しやすい環境を提供するため、各地区でのオプション項目を追加した集合健診の実施や、市町村で行うがん検診との同時受診などの連携を強化する。また、郡市医師会の協力のもと、医療機関側から未受診者に対して受診勧奨を実施する。

## 令和2年度

被保険者および被扶養者にかかる健診全体のKPIは60.0%以上

○被保険者（40歳以上）（受診対象者数：145,382人）

■KPI：㊦生活習慣病予防健診 実施率51.3%以上  
（実施見込者数：74,600人）

①事業者健診データ 取得率16.2%以上  
（取得見込者数：23,600人）

○被扶養者（受診対象者数：41,635人）

■KPI：㊧特定健康診査 実施率33.6%以上  
（実施見込者数：14,000人）

### 3-2) 特定保健指導の実施率の向上 ※予算案④-1

健診当日に初回面談の実施及び分割実施ができるよう健診実施機関へ働きかける。また、中断率の低下のため、特定保健指導の質の向上を図る。

- ① 事業所の業態区分別・市町村別健診データ等の分析結果を活かし、健康課題の特性を見極めながら、関係団体と連携して保健指導を推進する。
- ② 対象者に特定保健指導の重要性を認識していただくよう積極的な啓発活動に取り組む。
- ③ 保健指導委託機関との合同研修会等を開催して積極的に情報発信を行い、保健師・管理栄養士のスキルの底上げを図ることによって加入者の健康度を高める。
- ④ 支部保健師・管理栄養士のスキルの向上とPDCAを意識した事業を展開するため、チームカンファレンスによる情報交換や研修会の機会を設け、特定保健指導の継続率の向上を図る。
- ⑤ 外部委託を積極的に促進することによって、保健指導終了者の増加を図る。
- ⑥ 被扶養者の保健指導終了者の増加を図るため、集合健診時や健診実施後に**特定保健指導**を実施する。

## 令和元年度

被保険者および被扶養者にかかる健診全体のKPIは55.0%以上

○被保険者（40歳以上）（受診対象者数：146,509人）

■KPI：㊦生活習慣病予防健診 実施率48.4%以上  
（実施見込者数：70,900人）

①事業者健診データ 取得率14.1%以上  
（取得見込者数：20,600人）

○被扶養者（受診対象者数：43,575人）

■KPI：㊧特定健康診査 実施率29.8%以上  
（実施見込者数：13,000人）

### 3-2) 特定保健指導の実施率の向上

健診当日に初回面談の実施及び分割実施ができるよう健診実施機関へ働きかける。また、中断率の低下のため、特定保健指導の質の向上を図る。

- ① 事業所の業態区分別・市町村別健診データ等の分析結果を活かし、健康課題の特性を見極めながら、関係団体と連携して保健指導を推進する。
- ② 対象者に特定保健指導の重要性を認識していただくよう積極的な啓発活動に取り組む。
- ③ 保健指導委託機関との合同研修会等を開催して積極的に情報発信を行い、保健師・管理栄養士のスキルの底上げを図ることによって加入者の健康度を高める。
- ④ 支部保健師・管理栄養士のスキルの向上とPDCAを意識した事業を展開するため、チームカンファレンスによる情報交換や研修会の機会を設け、特定保健指導の継続率の向上を図る。
- ⑤ 外部委託を積極的に促進することによって、保健指導終了者の増加を図る。
- ⑥ 被扶養者の保健指導終了者の増加を図るため、集合健診実施後に**健康相談会**を実施する。

## 令和2年度

被保険者および被扶養者にかかる特定保健指導全体のKPIは28.5%以上

○被保険者（指導対象者数：19,738人）

■KPI：特定保健指導 実施率29.5%以上  
（実施見込者数：5,815人）

（内訳）協会保健師実施分 25.4%以上（実施見込者数：5,015人）  
アウトソーシング分4.1%以上（実施見込者数：800人）

○被扶養者（指導対象者数：1,190人）

■KPI：特定保健指導 実施率13.1%以上  
（実施見込者数：156人）

### 3-3) 重症化予防対策の推進 ※予算案⑤-1～⑤-2

① 未治療者に対する重症化予防については、医療機関受診率をより高めていくべく積極的に外部委託を活用し、未受診者に対する受診勧奨を実施する。

② 事業所訪問時、支部保健師管理栄養士による受診勧奨を実施する。

③ 糖尿病性腎症に係る重症化予防については、県で作成するプログラムと大館市立病院等で実施している事業に関して医師会の協力のもと効果的に実施し、糖尿病腎症による透析を予防もしくは延期し、加入者にとってのQOLを維持することで健康寿命の延伸を図る。

■KPI：受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を12.9%以上とする。

### 3-4) 健康経営（コラボヘルスの推進）※予算案⑥-1～⑥-4

① 経済団体や関係機関等と連携し、健康経営宣言事業所数の更なる拡大を図るとともに、取組みの質を向上させる観点から、宣言事業所に対して宣言後3か月・6か月・12か月経過ごとにアンケートの実施や健康情報誌の配布など、宣言後のフォローアップの強化を図る。

## 令和元年度

被保険者および被扶養者にかかる特定保健指導全体のKPIは25.7%以上

○被保険者（指導対象者数：18,382人）

■KPI：特定保健指導 実施率26.6%以上  
（実施見込者数：4,889人）

（内訳）協会保健師実施分 23.6%以上（実施見込者数：4,338人）  
アウトソーシング分3.0%以上（実施見込者数：551人）

○被扶養者（指導対象者数：1,161人）

■KPI：特定保健指導 実施率12.1%以上  
（実施見込者数：140人）

### 3-3) 重症化予防対策の推進

① 未治療者に対する重症化予防については、医療機関受診率をより高めていくべく外部委託を導入し、未受診者に対する受診勧奨を実施する。

② 糖尿病性腎症に係る重症化予防については、県で作成するプログラムと大館市立病院等で実施している事業に関して医師会の協力のもと効果的に実施し、糖尿病腎症による透析を予防もしくは延期し、加入者にとってのQOLを維持することで健康寿命の延伸を図る。

■KPI：受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を12.0%以上とする。

### 3-4) 健康経営（コラボヘルスの推進）

① 経済団体や関係機関等と連携し、健康経営宣言事業所数の更なる拡大を図るとともに、取組みの質を向上させる観点から、宣言事業所に対して宣言後3か月・6か月・12か月経過ごとにアンケートの実施や健康情報誌の配布など、宣言後のフォローアップを強化し、事業所ごとの健康度の改善度合いをデータとして提供する。

令和2年度	令和元年度
<p>② 「健康経営宣言」事業を活用し、県や関係団体との連携を深め、共同で保健事業の実効性を高める。</p> <p>③ コラボヘルスの推進を図るため、協定締結した運輸業界団体に対して、健康管理の支援活動を実施する。</p> <p>④ 事業所との距離を更に縮めることで身近な存在となり、事業主や加入者に健康の大切さを認識いただき、より多くの加入者が健診、保健指導を受けることができるよう、「事業所健康度診断（事業所カルテ）*<sup>9</sup>」を活用した事業主への働きかけを行う。更に、加入事業所へ「健康経営宣言」を勧奨し、事業主と加入者に健康づくり・健康意識の向上を促す。</p>	<p>② 「健康経営宣言」事業を活用し、県や関係団体との連携を深め、共同で保健事業の実効性を高める。</p> <p>③ コラボヘルスの推進を図るため、協定締結した運輸業界団体に対して、健康管理の支援活動を実施する。</p> <p>④ 事業所との距離を更に縮めることで身近な存在となり、事業主や加入者に健康の大切さを認識いただき、より多くの加入者が健診、保健指導を受けることができるよう、「事業所健康度診断（事業所カルテ）*<sup>8</sup>」を活用した事業主への働きかけを行う。更に、加入事業所へ「健康経営宣言」を勧奨し、事業主と加入者に健康づくり・健康意識の向上を促す。</p>
<p>（４）広報の推進（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ） ※予算案②-1～②-4,②-6,⑦-1</p>	<p>（４）広報の推進（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）</p>
<p>① 保健事業や医療費適正化など保険者機能を発揮した協会の取り組み等について、タイムリーに加入者・事業主へ伝える広報ツールとしてホームページ、メールマガジンを充実させる。更に、協会の発信を広げるため、各種メディアへの発信力を強化し、加入者のみならず広く一般の方々への広報を推進する。</p> <p>② 加入者の健康度を高めるため、健診受診率の向上、保健指導実施率の向上、重症化予防対策、健康経営宣言事業の拡大等に向けたきめ細やかな広報を実施する。</p> <p>③ 自治体や医療関係団体が行う健康セミナーやイベント等で協会の取組みに合致するものに対して、積極的に共同開催し、広く関係者に協会の存在感と取組みを示す。</p> <p>④ 中小企業関係団体と連携して、各種行事やライフイベント等の場を活用したブース出展や、学校等での健康教育、出前健康相談を行う等、年齢層ごとにターゲットを絞った健康へのアプローチを更に進めるための効果的な啓発活動を実施する。また、支部職員や保健師・管理栄養士による講演を積極的に実施する。</p> <p>⑤ 第２期データヘルス計画に基づき<b>収縮期平均血圧値の改善</b>を図るため、関係団体への情報発信と加入者の健康意識の向上に向けて積極的な広報等を実施する。</p>	<p>① 保健事業や医療費適正化など保険者機能を発揮した協会の取り組み等について、タイムリーに加入者・事業主へ伝える広報ツールとしてホームページ、メールマガジンを充実させる。更に、協会の発信を広げるため、各種メディアへの発信力を強化し、加入者のみならず広く一般の方々への広報を推進する。</p> <p>② 加入者の健康度を高めるため、健診受診率の向上、保健指導実施率の向上、重症化予防対策、健康経営宣言事業の拡大等に向けたきめ細やかな広報を実施する。</p> <p>③ 自治体や医療関係団体が行う健康セミナーやイベント等で協会の取組みに合致するものに対して、積極的に共同開催し、広く関係者に協会の存在感と取組みを示す。</p> <p>④ 中小企業関係団体と連携して、各種行事やライフイベント等の場を活用したブース出展や、学校等での健康教育、出前健康相談を行う等、年齢層ごとにターゲットを絞った健康へのアプローチを更に進めるための効果的な啓発活動を実施する。また、支部職員や保健師・管理栄養士による講演を積極的に実施する。</p> <p>⑤ 第２期データヘルス計画に基づき<b>血圧リスク保有者の減少</b>を図るため、関係団体への情報発信と加入者の健康意識の向上に向けて積極的な広報等を実施する。</p>

(5) 広報活動や健康保険委員\*<sup>10</sup>を通じた加入者等の理解促進  
 (Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ) ※予算案②-5

- ① 加入者へアンケート調査を実施し、加入者の理解度の現状を把握するとともに、啓発的要素を取り入れ、さらなる理解度の向上を図る。
- ② 広報分野におけるPDCAサイクルを適切に回していくため、加入者を対象とした理解度調査の実施結果を踏まえた広報計画を策定する。
- ③ ナッジ理論等を活用したリーフレットやチラシを作成し、特定健診等の効果的な受診勧奨を行う。
- ④ 健康保険委員活動の活性化を図るため、地区毎・支部毎でのより実用的な研修会を開催するとともに、広報誌等を通じた情報提供を実施し、委員委嘱者数の更なる拡大に努める。
- ⑤ 健康保険委員のこれまでの活動や功績に対して健康保険委員表彰を実施する。

■KPI：⑦広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする。

①全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を**51.0%**以上とする。

(6) ジェネリック医薬品の使用促進(Ⅰ、Ⅲ) ※予算案①-1～①-2

- ① 国が掲げているジェネリック医薬品の目標である「**令和2年**9月までに80%以上」を達成すべく、ジェネリック医薬品の更なる使用促進を図る。
- ② ジェネリック医薬品に切替えた場合の自己負担額の軽減効果を通知するサービスを年度内に2回実施するほか、加入者が安心してジェネリック医薬品を使用できるよう、正しい医薬品の使い方等、加入者への適切な広報を実施する。
- ③ 東北厚生局、自治体、医療関係団体、他保険者等と協力連携して医療機関・薬局への協力依頼文書及び医療機関や調剤薬局毎のジェネリック医薬品使用割合等のお知らせを発送するとともに、医療機関及び薬局関係者への働きかけを行い、地域における積極的な啓発活動を推進する。

(5) 広報活動や健康保険委員\*<sup>9</sup>を通じた加入者等の理解促進(Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ)

**【新設】**

- ① 広報分野におけるPDCAサイクルを適切に回していくため、前年度の結果を踏まえた広報計画を策定する。

**【新設】**

- ② 健康保険委員活動の活性化を図るため、地区毎・支部毎でのより実用的な研修会を開催するとともに、広報誌等を通じた情報提供を実施し、委員委嘱者数の更なる拡大に努める。
- ③ 健康保険委員のこれまでの活動や功績に対して健康保険委員表彰を実施する。

■KPI：⑦広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする。

①全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を**48.0%**以上とする。

(6) ジェネリック医薬品の使用促進(Ⅰ、Ⅲ)

- ① 国が掲げているジェネリック医薬品の目標である「**平成32年**9月までに80%以上」を達成すべく、ジェネリック医薬品の更なる使用促進を図る。
- ② ジェネリック医薬品に切替えた場合の自己負担額の軽減効果を通知するサービスを年度内に2回実施するほか、加入者が安心してジェネリック医薬品を使用できるよう、正しい医薬品の使い方等、加入者への適切な広報を実施する。
- ③ 東北厚生局、自治体、医療関係団体、他保険者等と協力連携して医療機関・薬局への協力依頼文書及び医療機関や調剤薬局毎のジェネリック医薬品使用割合等のお知らせを発送するとともに、医療機関及び薬局関係者への働きかけを行い、地域における積極的な啓発活動を推進する。

令和2年度	令和元年度
<p>④ 保険者としての立場から関係方面へ情報発信を行うため、引き続き秋田県医薬品等安全安心使用促進協議会へ参画し、意見発信を積極的に行っていく。</p> <p>⑤ 秋田県薬剤師会との広報等の相互協力連携により、総合的なジェネリック医薬品普及に努める。</p> <p>■KPI：秋田支部のジェネリック医薬品使用割合を<u>81.4%</u>以上とする。</p> <p><b>(7) インセンティブ*<sup>11</sup>制度の着実な実施定着</b>〈Ⅱ、Ⅲ〉  <u>令和元年度の実施結果を迅速に検証し、その後の検討につなげるとともに、</u>引き続き制度の周知広報を丁寧に行うことにより、<b>インセンティブ制度の定着を図る。</b></p> <p><b>(8) 医療データの分析に基づく地域の医療提供体制への働きかけ</b>〈Ⅰ〉</p> <p><b>8-1) 医療費データ等の分析</b>  <u>適切な医療機能の分化・連携に向けた意見発信のため、</u>地域ごとの診療行為比較・分析を行う。</p> <p><b>8-2) 外部への意見発信や情報提供</b></p> <p>① <u>医療データ等の分析結果</u>や地域医療を見える化したデータベース等を活用し、エビデンスに基づく意見発信等を行う。</p> <p>② <u>医療データ等の分析結果を踏まえ、医療費の地域間格差の要因等</u>について、ホームページ等により、加入者や事業主へ情報提供を行う。</p> <p>■KPI：⑦健康保険組合との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を <u>100%</u>とする。</p> <p>①「経済・財政と暮らしの指標『見える化』データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する。</p>	<p>④ 保険者としての立場から関係方面へ情報発信を行うため、引き続き秋田県医薬品等安全安心使用促進協議会へ参画し、意見発信を積極的に行っていく。</p> <p>⑤ 秋田県薬剤師会との広報等の相互協力連携により、総合的なジェネリック医薬品普及に努める。</p> <p>■KPI：秋田支部のジェネリック医薬品使用割合を<u>79.9%</u>以上とする。</p> <p><b>(7) インセンティブ*<sup>10</sup>制度の本格導入</b>〈Ⅱ、Ⅲ〉  新たに平成30年度から導入している制度であることから、引き続き制度の周知広報を丁寧に行う。</p> <p><b>(8) 医療データの分析に基づく地域の医療提供体制への働きかけ</b>〈Ⅰ〉</p> <p>① 地域ごとの診療行為を比較・分析し、<u>地域差の要因分析</u>を行う。</p> <p>② <u>協会が保有するレセプトデータ等</u>や地域医療を見える化したデータベースも活用し、地域ごとの医療提供の実態や偏りも踏まえ、エビデンスに基づく意見発信を行う。</p> <p>③ 医療提供体制等に係る分析結果について、加入者や事業主へ情報提供を行う。</p> <p>■KPI：⑦健康保険組合との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を100%とする。</p> <p>①「経済・財政と暮らしの指標『見える化』データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する。</p>

## 3. 組織・運営体系関係

## (1) 人事制度の適正な運用と適切な人員配置

標準人員に基づく適切な人員配置を行う。また、業務の効率化等の現状も踏まえた人員配置についても検討する。

## (2) 実績及び能力本位な人事の推進

協会の理念の実現に向けて、組織目標を達成するための個人目標を設定し、一人ひとりが日々の業務遂行を通じて目標達成できるよう人事評価制度を適切に運用する。その評価を処遇に反映することにより、実績や能力本位の人事を推進する。

## (3) OJTを中心とした人材育成

OJTを中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。「自ら育つ」という成長意欲を持ち、日々の業務遂行を通じて「現場で育てる」という組織風土を醸成する。

## (4) コンプライアンス・個人情報保護等の徹底

法令等規律の遵守（コンプライアンス）については、内部・外部の通報制度を実施するとともに、研修等を通じて、その遵守を徹底する。また、個人情報保護や情報セキュリティについては、各種規程の遵守やアクセス権限、パスワードの適切な管理等を常時点検し、徹底する。

## (5) リスク管理

リスクの洗い出しとリスク評価を行い、その重要度に応じてリスクの防止対策を立案・実施し、検証を行う。

## 3. 組織・運営体系関係

## (1) 人事制度の適正な運用と適切な人員配置

標準人員に基づく人員配置を行う。また、業務の効率化等の現状も踏まえた人員配置についても検討する。

## (2) 実績及び能力本位な人事の推進

協会の理念の実現に向けて、組織目標を達成するための個人目標を設定し、一人ひとりが日々の業務遂行を通じて目標達成できるよう人事評価制度を適切に運用する。その評価を処遇に反映することにより、実績や能力本位の人事を推進する。

## (3) OJTを中心とした人材育成

OJTを中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。「自ら育つ」という成長意欲を持ち、日々の業務遂行を通じて「現場で育てる」という組織風土を醸成する。

## (4) コンプライアンス・個人情報保護等の徹底

法令等規律の遵守（コンプライアンス）については、内部・外部の通報制度を実施するとともに、研修等を通じて、その遵守を徹底する。また、個人情報保護や情報セキュリティについては、各種規程の遵守やアクセス権限、パスワードの適切な管理等を常時点検し、徹底する。

## (5) リスク管理

リスクの洗い出しとリスク評価を行い、その重要度に応じてリスクの防止対策を立案・実施し、検証を行う。

**(6) 業務改革・改善の推進**

お客様サービス第一主義の基本方針のもと、業務改善に向けた新しい発想や創意工夫等に向けた意識を常に持ちながら、自ら考え積極的に行動する。また、グループ内ミーティングや会議等のあらゆる機会を通じて、スピード感をもって業務改善に取り組む。

**(7) 経費の節減等の推進**

- ① 適正な労務管理による超過勤務時間の縮減、及び事務所光熱費等の管理費節減に努める。
- ② 調達や執行については、調達審査委員会のもと、引き続き競争入札や消耗品のweb発注を活用した適切な在庫管理等により経費の節減に努めるとともに、ホームページ上で調達結果等を公表することにより、透明性の確保に努める。
- ③ 調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。参加が予想される業者に広くPRを行う等周知に努める他、十分な公告期間や履行期間を設定することにより、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。

■KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20.0%以下とする。前年度において20%以下となった場合は前年度以下とする。なお、今年度において一般競争入札件数が4件以下となる場合は一者応札件数を1件以下とする。

**(6) 業務改革・改善の推進**

お客様サービス第一主義の基本方針のもと、支部の職員全体が業務改善に向けた新しい発想や創意工夫等について、日常的に高い意識を持ちながら自ら考え積極的に行動し、グループ内ミーティングや会議等のあらゆる機会を通じて、スピード感をもって業務改善に取り組む。

**(7) 経費の節減等の推進**

- ① 適正な労務管理による超過勤務時間の縮減、及び事務所光熱費等の管理費節減に努める。
- ② 調達や執行については、調達審査委員会のもと、引き続き競争入札や消耗品のweb発注を活用した適切な在庫管理等により経費の節減に努めるとともに、ホームページ上で調達結果等を公表することにより、透明性の確保に努める。また、調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。

■KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、23.0%以下とする。

# KPI一覧表

## 1. 基盤的保険者機能関係

具体的施策	KPI	2年度 KPI	元年度 KPI	参考
①サービス水準の向上	① サービススタンダードの達成状況 ② 現金給付等の申請に係る郵送化率	① 100% ② <u>90.7%</u>	① 100% ② <u>89.5%</u>	① 100% ② 85.9% (R1.11時点)
②効果的なレセプト点検の推進	診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率	対前年度以上	対前年度以上	0.202% (R1.10時点)
③柔道整復施術療養費の照会業務の強化	柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請割合	対前年度以下	対前年度以下	1.15% (R1.11時点)
④返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進	① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率 ② 返納金債権(資格喪失後受診に係るものに限る。)の回収率 ③ 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合	① <u>96.4%</u> ② 対前年度以上 ③ 対前年度以下	① <u>96.0%</u> ② 対前年度以上 ③ 対前年度以下	① 96.17% ② 63.36% ③ 0.018% (R1.10時点)
⑤限度額適用認定証の利用促進	高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合	88.0%	88.0%	86.0% (R1.10時点)
⑥被扶養者資格の再確認の徹底	被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率	94.6%	94.6%	86.4% (R1.11時点)

# KPI一覧表

## 2. 戦略的保険者機能関係

具体的施策	KPI	2年度 KPI	元年度 KPI	参考
①特定健診受診率・事業者健診データ取得率等の向上	① 生活習慣病予防健診受診率	① <u>51.3%</u>	① <u>48.4%</u>	① 31.9%
	② 事業者健診データ取得率	② <u>16.2%</u>	② <u>14.1%</u>	② 6.1%
	③ 被扶養者の特定健診受診率	③ <u>33.6%</u>	③ <u>29.8%</u>	③ 13.3% (R1.10時点)
②特定保健指導の実施率の向上	特定保健指導の実施率	<u>28.5%</u>	<u>25.7%</u>	15.0% (R1.10時点)
③重症化予防対策の推進	受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合	<u>12.9%</u>	<u>12.0%</u>	11.1% (R1.7時点)
④広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進	① 広報活動における加入者理解率	① 対前年度以上	① 対前年度以上	① 43.4% (R元年度)
	② 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合	② <u>51.0%</u>	② <u>48.0%</u>	① 46.46% (R1.9時点)
⑤ジェネリック医薬品の使用促進	協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合 ※医科、DPC、調剤、歯科における使用割合	<u>81.4%</u>	<u>79.9%</u>	78.8% (R1.8時点)
⑥地域の医療供給体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信	① 他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への支部参加率	① 100%	① 100%	① 100%
	② 「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を全支部で実施する	② -	② -	② -

## 3. 組織・運営体制関係

具体的施策	KPI	2年度 KPI	元年度 KPI	参考
①経費の節減等の 推進	一般競争入札に占める一者応札案件の割合	20.0%以下 前年度において 20%以下となっ た場合は前年 度以下とする。 なお、今年度に おいて一般競争 入札件数が4件 以下となる場合 は一者応札件 数を1件以下と する。	23.0%	26.8%(全国) H30年度

## 【用語集】

### ○保険者機能強化アクションプラン\*1

協会けんぽの中期計画のことで、平成30年度から第4期がスタートした。協会けんぽ自身の行動計画として位置づけられ、着実に実行していくことにより、協会けんぽの基本理念をこれまで以上に実現していくものである。保険者機能には基盤的保険者機能と戦略的保険者機能の二つの類型に大別できる。まず、基盤的保険者機能は、保険者としてもととの基本的な業務・機能であり、レセプト(診療報酬明細書)や現金給付の審査・支払を適正かつ効率的に行うことにより、加入者に良質なサービスを確実に提供する。同時に、不正受給対策などによる医療費の適正化を通じて、協会けんぽの財政を含めた制度の維持可能性を確保する。もう一つの戦略的保険者機能は、近年特に保険者に求められている機能で、事業主とも連携して、加入者の健康の維持・増進を図ること、地域の医療提供体制の在り方にも積極的に関与すること、効率的かつ無駄のないサービスが提供されるよう働きかけを行うこと等により、「Ⅰ 医療費等の質や効率性の向上」、「Ⅱ 加入者の健康度を高めること」、「Ⅲ 医療費等の適正化」を目指し、もって加入者・事業主の利益の実現を図ることを目的としている。

### ○データヘルス計画\*2

レセプト(診療報酬明細書)データや特定健診等結果データを活用し、加入者の健康特性に応じて、PDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業を実施する計画のこと。第1期の計画策定期間は平成27年度～平成29年度であったが、第2期は計画策定期間を3年から6年に延長し、平成30年度～平成35年度となっている。

### ○医療提供体制\*3

団塊の世代が後期高齢者となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医師・看護師等の医療従事者の確保・勤務環境の改善、地域包括ケアシステムの構築、といった「医療・介護サービスの提供体制の改革」が急務の課題となっている。

### ○レセプト点検\*4

医療機関等から送付されたレセプト(診療報酬明細書)に記載されている内容について、その請求点数が算定基準等に照らし誤りがないかどうかを審査・点検するもの。

### ○返納金債権\*5

退職等により協会けんぽの資格が無くなった後、協会けんぽの保険証を使用して医療機関を受診してしまった場合に、被保険者へ医療費のうち協会けんぽが給付していた分を請求すること。

### ○保険者間調整\*6

退職等により協会けんぽの資格が無くなった後で新たな保険資格が確認された場合に、被保険者の同意に基づき、旧保険者と新保険者の間で返納金の調整を行うこと。

### ○限度額適用認定証\*7

医療機関等の窓口での医療費の支払いが高額になりそうな場合、あらかじめ申請により限度額適用認定証の交付を受けて医療機関等窓口で保険証と併せて提示すると、1か月(1日から月末まで)の窓口での支払いが自己負担限度額までとなる。

## ○ナッジ理論\*<sup>8</sup>

ナッジ(nudge)とは「肘で軽く突く」という意味で、2017年にノーベル経済学賞を受賞したリチャード・セイラー教授が提唱した概念。行動経済学や行動科学分野において、人々が強制によってではなく自発的に望ましい行動を選択するよう促す仕掛けや手法を示す用語として用いられている。

## ○事業所健康度診断(事業所カルテ)\*<sup>9</sup>

従業員の健診結果・医療費データを分析し事業所毎の健康課題を見える化したもの。

## ○健康保険委員\*<sup>10</sup>

協会けんぽが委嘱。事業に関する周知・広報、各種申請に関する相談、健康づくりや健診など各種事業の推進、モニター等が主な活動内容になる。加入者と協会けんぽのパイプ(橋渡し)役として重要な役割を担っている。

## ○インセンティブ制度\*<sup>11</sup>

医療保険制度改革骨子や日本再興戦略改定2015等を踏まえ、新たに協会けんぽ全支部の後期高齢者支援金に係る保険料率の中に、インセンティブ制度の財源となる保険料率(0.01%)を設定するとともに、支部ごとの加入者及び事業主の行動等を評価し、その結果が上位過半数となる支部については、報奨金によるインセンティブを付与するというもの。具体的には、特定健診・特定保健指導の実施率、要治療者の医療機関受診割合、後発医薬品の使用割合などの評価指標に基づき、支部ごとの実績を評価する。評価方法は偏差値方式とし、平均偏差値である50を素点50とした上で、指標ごとの素点を合計したものを支部の総得点として全支部をランキング付けする。平成30年度に導入され令和2年度の保険料率から反映される。

# 令和2年度秋田支部の保険者機能強化予算(案)

予算区分		支部予算枠	予算枠の算出基準
支部医療費適正化等予算	①医療費適正化対策経費	10,470千円	全体予算8億円を定額部分(600万円)+支部の加入者数を踏まえ按分加算
	②広報・意見発信経費		
支部保健事業予算	③健診関連経費	38,152千円	全体予算40億円を40歳以上の加入者数で按分
	④保健指導委託経費		
	⑤重症化予防事業経費		
	⑥コラボヘルス事業経費		
	⑦その他の保健事業経費		

秋田支部医療費適正化等予算(案)

千円未満切り上げ

事業名		2年度予算	参考 (元年度予算)	備考	
① 医療費適正化対策経費	企画部門関係	メディア広告や年金相談会等を利用したジェネリック医薬品の使用促進事業	803千円	802千円	メディア広告料、啓発リーフレット作成等経費
		お薬手帳ホルダーを活用した医療費の有効活用に向けた広報の推進	537千円	1,782千円	お薬手帳ホルダー、上手な医療機関のかかり方・インセンティブ周知チラシ作成等経費、作成部数縮小による減
	業務部門関係	医療機関事務担当者を対象とした健康保険事務説明会の開催	165千円	165千円	レセプトの適正な請求等に関する説明会開催の会場経費
	小計	1,505千円	2,749千円		
② 広報・意見発信経費	紙媒体による広報		3,366千円	1,140千円	【新規】大型ストレッチポスターの作成
	その他の広報	地方自治体や関係団体と連携した健康づくり事業(イベント開催等)	—	498千円	⑦その他保健事業へ付替え
		受動喫煙防止および禁煙治療等の広報の推進	—	633千円	⑦その他保健事業へ付替え
		県民ヘルスリテラシーの向上事業	—	2,417千円	⑦その他保健事業へ付替え
		協会けんぽの事業周知に係る広報業務の委託(テレビ・ラジオ等による健康経営や保健事業に関する広報)	—	2,970千円	⑥コラボヘルス事業へ付替え
		【新規】加入者アンケートを通じた理解度向上事業	880千円	—	加入者への効果的な広報と理解度向上に向けたアンケートの実施
		【新規】WEB広告を用いた広報事業	3,630千円	—	WEBのバナー広告等を利用した広報の実施
	小計	7,876千円	7,657千円		
合計	9,381千円	10,406千円			

秋田支部保健事業予算(案)

千円未満切り上げ

事業名		2年度予算	参考 (元年度予算)	備考
③健診経費	集団健診	5,972千円	3,009千円	WEB申込みシステム経費による増
	健診受診勧奨等経費	7,213千円	14,164千円	【新規】ターゲットを絞った特定健診受診勧奨メディア広告経費の減
	その他事務経費	106千円	2,105千円	健診推進経費等の減
	小計	13,291千円	19,278千円	
④保健指導経費	中間評価時の血液検査費	1,320千円	1,200千円	
	保健指導利用勧奨経費	957千円	833千円	
	保健指導用パンフレット作成等経費	880千円	538千円	
	その他事務経費	943千円	6,929千円	保健指導機関委託費のシステム対応分による減
	小計	4,100千円	9,500千円	
⑤重症化予防経費	未治療者受診勧奨、重症化予防対策	4,385千円	2,882千円	民間業者委託経費等による増
	小計	4,385千円	2,882千円	
⑥コラボヘルス事業経費	コラボヘルス事業、情報提供ツール	8,327千円	3,483千円	②広報・意見発信経費からの付替え
	小計	8,327千円	3,483千円	
⑦その他保健事業経費	地方自治体等と連携した健康づくりイベントによる啓発事業	529千円	(498千円)	②広報・意見発信経費からの付替え
	受動喫煙防止啓発による禁煙促進事業	393千円	(633千円)	②広報・意見発信経費からの付替え・啓発広報物作成による増
	GISを活用した禁煙外来の案内事業	1,870千円		②広報・意見発信経費からの付替え・案内送付件数拡大による増
	メディア系媒体を利用した県民ヘルスリテラシー向上事業	1,375千円	(2,970千円)	②広報・意見発信経費からの付替え
	歯と口腔の健康づくり事業	1,228千円	1,707千円	
	保健事業計画アドバイザー経費	759千円	336千円	データ分析等への助言に関する外部有識者への謝金
	小計	6,153千円	2,043千円	
合計		36,256千円	37,187千円	

分野	支部医療費適正化等予算		
区分	①医療費適正化対策経費		
事業名	①-1 メディア広告や年金相談会等を利用したジェネリック医薬品の使用促進事業	①-2 お薬手帳ホルダーを活用した医療費の有効活用に向けた広報の推進	①-3 医療機関事務担当者を対象とした健康保険事務説明会の開催
区分 (新規・継続)	継続	継続	継続
事業目的	ジェネリック医薬品の使用割合の向上	お薬手帳の携行率の向上、「上手な医療のかかり方」認知度の向上	適正なレセプト請求手続きの向上
事業概要	<p>効率的かつ効果的に啓発活動を展開するため、メディア広告や年金相談会等を利用してターゲットを絞った広報を実施する。</p> <p>①情報誌等の広告による広報 ②タクシー等のデジタル広告を利用した広報 ③農協等の金融機関が主催する年金相談会で啓発リーフレット配布</p>	<p>お薬手帳を正しく活用していただくために、お薬手帳ホルダーを作成し、事業所や加入者へ配布する。あわせて医療費の有効活用に向けた「上手な医療のかかり方」啓発チラシをホルダーに挟み込んで配布する。</p> <p>※「上手な医療のかかり方」とは以下の6項目 ①かかりつけ医を持つこと ②ハシゴ受診の防止 ③休日・時間外の安易な受診を控えること ④ジェネリック医薬品の使用検討 ⑤小児救急電話相談「#8000」の利用 ⑥救急電話相談センター「#7119」の利用</p>	<p>支払基金と合同で医療機関事務担当者向けに事務説明会を開催し、業務上や第三者行為、資格喪失後受診に対する理解を深めていただき、レセプトの適正な請求の向上を図る。</p>
実施時期	①12月、②8～9月、③5月～3月	通年	下期
経費	803千円	537千円	165千円

分野	支部医療費適正化等予算			
区分	②広報・意見発信経費			
事業名	②-1 広報紙「健康保険あきた」の作成	②-2 職場でできるストレッチ大型ポスターの作成	②-3 健康保険委員・メールマガジン登録チラシの作成	②-4 総合パンフレット「健康保険はやわかりガイド」の作成
区分 (新規・継続)	継続	【新規】	継続	継続
事業目的	事業の定期的なお知らせや制度全般に関する周知広報	職場の健康づくり啓発	健康保険委員数・メールマガジン登録数の向上	制度全般に関する周知広報
事業概要	日本年金機構が事業所に毎月送付する保険料納入告知書に支部広報誌を同封してもらい、全事業所へ送付する。	職場でのストレッチに特化したオリジナル大型ポスターを作成し、事業所、健康保険委員、健康経営宣言事業所等に配布する。	健康保険委員委嘱数やメールマガジン登録数の拡大を図るため、勧奨チラシを作成し、未登録事業所へ配布する。	協会けんぽの事業を広く知ってもらうため、総合パンフレットを作成し、新規適用事業所、研修会等出席事業所を中心に配布する。
実施時期	毎月	9月	5月	4月
経費	1,567千円	1,650千円	50千円	99千円

分野	支部医療費適正化等予算		
区分	②広報・意見発信経費		
事業名	②-5 加入者アンケートを通じた理解度向上事業	②-6 WEB広告を用いた広報事業	
区分 (新規・継続)	【新規】	【新規】	
事業目的	加入者の理解度向上	適正受診の向上	
事業概要	<p>WEBを用いて加入者へアンケート調査を実施する。支部事業に対する加入者の理解度の現状把握とともに、啓発や教育的要素も取り入れて加入者の理解度向上につなげる。また、加入者ニーズの把握や広報事業の効果検証にも活用し、PDCAを回してより効果的な事業を展開する。</p>	<p>WEB広告主体とした適正受診（正しい医療のかかり方）などの広報を行い、効果的に医療費適正化を推進する。</p>	
実施時期	上期・下期	9～11月頃	
経費	880千円	3,630千円	

分野	主な支部保健事業経費			
区分	③健診経費			
事業名	③-1 協会けんぽ主催による集団健診	③-2 事業者健診データの提供に係る「同意書」の取得	③-3 生活習慣病予防健診および特定健診の受診勧奨	③-4 特定健診未受診者に対する受診勧奨
区分 (新規・継続)	継続	継続	継続	継続
事業目的	特定健診受診率の向上	事業者健診データの取得件数の向上	生活習慣病予防健診および特定健診受診率の向上	特定健診受診率の向上
事業概要	協会主催による集団健診を実施し、未受診者に対する広報および健診を実施する。県北（2日）、中央（4日）、県南（2日）、計8日実施予定。	①秋田県健康福祉部、産業労働部、秋田労働局と4者による連名文書にて同意書の未提出事業所宛てに事業者健診データの提供に係る「同意書」の提出勧奨を行う。 ②秋田県総合保健事業団にて事業所へ送付する健診のパンフレットに同意書の提出勧奨文および同意書を同封する。	生活習慣病予防健診等一斉発送の際に、支部の実情にあった訴求力の高い支部独自の印刷物を同封し、受診勧奨の効果を高める。	特定健診未受診者にDMを送付し、受診勧奨を行う。さらに未受診者のうち、事業者健診を受診している方については健診結果のデータ提供依頼を行う。
実施時期	10月～11月	通年	通年	1月
経費	5,972千円	42千円	1,622千円	1,142千円

分野	主な支部保健事業経費			
区分	③健診経費		④保健指導経費	⑤重症化予防経費
事業名	③-5 マスメディア等を利用した健診受診勧奨	③-6 ターゲットを絞った特定健診受診勧奨	④-1 特定保健指導の実施率の向上	⑤-1 未治療者の受診勧奨
区分 (新規・継続)	継続	【新規】	継続	継続
事業目的	生活習慣病予防健診および特定健診受診率の向上	特定健診受診率の向上	特定保健指導の新規開拓および終了者数の向上	健診結果が要検査となった者の医療機関受診率の向上
事業概要	被保険者および被扶養者の健診受診率の向上を目指して、マスメディア等を活用し、より多くの対象者に対する受診勧奨効果を高める。	未受診者のうち分母に占める割合が大きい秋田市地域にターゲットを絞り、ナッジ等の新しい理論や手法を取り入れた訴求力の高いリーフレットを作成し、広報を行うことによって効果的な行動変容を促す。	共同利用や訪問案内発送等の際に支部独自の印刷物を同封し、保健指導に対する受け入れ効果を高める。	外部業者へ委託し、電話による受診勧奨を実施する。特定保健指導時に受診勧奨面接を実施する。事業所に対する文書送付および訪問による受診勧奨を実施する。(毎月1事業所程度)
実施時期	4月・8月・3月	6月～	通年	通年
経費	3,009千円	1,441千円	957千円	4,132千円

分野	主な支部保健事業経費			
区分	⑤重症化予防経費	⑥コラボヘルス事業経費		
事業名	⑤-2 糖尿病性腎症患者の重症化予防事業	⑥-1 メディア系媒体を利用した健康経営普及啓発に向けた広報事業	⑥-2 健康経営宣言事業所等の宣言取組み支援事業	⑥-3 運輸業団体と連携したコラボヘルス事業
区分 (新規・継続)	継続	継続	継続	継続
事業目的	糖尿病性腎症患者の重症化を予防し、QOLを高めるとともに医療費適正化を図る。	健康経営に対する理解を深めるとともに、健康経営を普及させる。	健康経営宣言の取組みに対する支援を実施し、健康経営の推進をする。	運輸業団体と連携し、事業所における健康づくりの推進に向けて広報紙発行による啓発や健康経営宣言の普及を図る。
事業概要	大館市立総合病院、由利組合総合病院の医師より、協会けんぽ加入者で糖尿病性腎症患者を紹介してもらい、外来終了後に、院内管理栄養士と協会けんぽの保健師が保健指導を実施する。	「健康経営」を普及させるため6回シリーズのミニ番組をTV放送するとともに、当該映像をWEBサイトや各種研修会等で広く発信することで相乗効果を図る。	啓発リーフレットや健康づくり事例集などの健康づくりに関する資料の作成・配布や、食品サンプルなどの貸出を行うことにより、健康経営宣言後の取組みに対する支援を実施する。	業種別にみると運輸業の健康リスクが特に高いことに着目し、協定締結先である秋田運輸支局・バス協会・トラック協会・ハイヤー協会と協力連携して、運輸業界に特化した広報紙「ニューズレター」を作成・配布するとともに、運輸業界における健康経営宣言の普及を図る。
実施時期	通年	通年	通年	6月、9月、12月、3月
経費	253千円	4,092千円	3,144千円	630千円

分野		主な支部保健事業経費			
区分	⑥コラボヘルス事業経費	⑦その他保健事業経費			
事業名	⑥-4 健康経営宣言の促進事業	⑦-1 地方自治体等と連携した健康づくりイベントによる啓発事業	⑦-2 受動喫煙防止啓発による禁煙促進事業	⑦-3 GISを活用した禁煙外来の案内事業	
区分 (新規・継続)	継続	継続	継続	継続	
事業目的	健康経営の普及に向けて健康経営宣言事業所数の拡大を図る。	加入者の健康づくり啓発及び関係機関との連携強化	喫煙割合の減少	喫煙割合の減少	
事業概要	DMや経済団体が発行する会報への広告掲載などによる健康経営宣言の勧奨を実施する。	<p>共同で健康づくり事業を推進することが効果的であること、また、他団体との良好な関係構築の観点から、自治体や関係団体と連携した事業を展開する。</p> <p>①秋田市と共同で健康フォーラムを開催 ②秋田県と共同で受動喫煙防止フォーラムを開催 ③関係団体と連携して、イベント等でのブース出展や広報物の配布</p>	<p>受動喫煙などの喫煙による害の啓発や受動喫煙防止施設の登録拡大に取り組む。</p> <p>①母子手帳等への受動喫煙の害について広告掲載 ②子どもを介した親への啓発を行うため、小学校の授業で講演、リーフレットの配布。 ③県と共同で実施している受動喫煙防止施設登録認定事業で、事業所に対して受動喫煙防止宣言ミニのぼりを配布。</p>	生活習慣病予防健診の問診結果で喫煙有者を抽出し、GISを活用して自宅や勤務先から最寄りの禁煙治療医療機関の案内を送付する。あわせて禁煙啓発リーフレットを同封する。	
実施時期	通年	①10月、②6月・11月、③3月	①(4月)、②・③(通年)	通年	
経費	461千円	529千円	393千円	1,870千円	

分野	主な支部保健事業経費			
区分	⑦その他保健事業			
事業名	⑦-4 メディア系媒体を利用した県民ヘルスリテラシー向上事業	⑦-5 歯と口腔の健康づくり事業		
区分 (新規・継続)	継続	継続		
事業目的	県民の3分の1を占める協会けんぽ加入者への働きかけにより、県民全体の健康意識向上の底上げを図る。	歯周病の予防により糖尿病等生活習慣病等の予防を図る。		
事業概要	<p>新聞や情報誌等のメディア系媒体の広告を利用して、広く行き渡る広報を実施する。</p> <p>①デジタル広告を利用した広報 ②情報誌や新聞等の広告による広報</p>	秋田県歯科医師会・秋田県口腔支援センターと連携し、歯周病と糖尿病に関する啓発活動と歯科健診・歯科に関する保健指導を実施する。		
実施時期	①4月～5月、②4月、6月	5～3月		
経費	1,375千円	1,228千円		